

お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「TOP MPD」2024年9月号SAカコモンに誤った掲載がありました。

深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

ページ	試験種別等	問	枝	正	誤
121	令和6年度 巡査部長 2次択一式 問題文	6	(4)	窃盗の共同正犯に関して、甲と乙が共謀して窃盗の実行に着手したが、甲が自戒の念から犯行を中止し、乙の実行も阻止した場合、甲のみが中止未遂となる。	窃盗の共同正犯に関して、甲と乙が共謀して窃盗の実行に着手したが、甲が自戒の念から犯行を中止し、乙の実行も阻止した場合、甲と乙は中止未遂となる。
122	令和6年度 巡査部長 2次択一式 問題文	9	(1)	盗品等処分あっせん罪の成立には、あっせん行為時に、必ずしも盗品等が存在していることを要しないので、将来、窃取すべき物を売却することをあっせんした場合も、本罪が成立する。	盗品等処分あっせん罪の成立には、あっせん行為時に、盗品等が存在していることを要するので、将来、窃取すべき物を売却することをあっせんしたとしても本罪は成立しない。
141	令和6年度 巡査部長 2次択一式 解説	9	(1)	枝文の「本罪が成立する」が妥当でない。盗品等有償処分あっせん罪が成立する要件の1つとして、あっせん行為を行った時点において、客体となる盗品等が既に存在していることが必要であり、判例も、窃盗罪の実行を決意した者の依頼に応じて、同人が将来窃取すべき物の売却をあっせんする行為は、窃盗の幫助犯が成立することはあっても、本罪は成立しないとしている(最決昭35. 12. 13)。	枝文の「本罪は成立しない」が妥当でない。判例は、売買の周旋をした事実がある以上、その周旋に係る売買が成立しなくても、盗品等処分あっせん罪が成立するとしている(最決昭26. 1. 30、LG刑法 p. 529)。したがって、将来窃取すべき物を売却することをあっせんしたとしても同罪は成立する。